長野県飯田ＯＩＤＥ長姫高等学校夜間定時制給食調理業務委託契約書（案）

長野県飯田ＯＩＤＥ長姫高等学校長　松原　均（以下「委託者」という。）と○○○○（以下「受託者」という。）は、次の条項により、長野県飯田ＯＩＤＥ長姫高等学校夜間定時制給食調理業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第１条　委託者と受託者両者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密及び一般に公開されていない事項を漏らしてはならない。

（委託業務名）

第２条　委託業務の名称は、長野県飯田ＯＩＤＥ長姫高等学校夜間定時制給食調理業務とする。

（委託業務の範囲及び内容）

第３条　委託業務の範囲及び内容は、別添の長野県飯田ＯＩＤＥ長姫高等学校夜間定時制給食調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（履行期間）

第４条　委託業務の履行期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約）。

（経費の負担区分）

第５条　委託業務に係る経費の負担区分は、仕様書（別表２）に定めるとおりとする。

（委託料）

第６条　令和６年４月１日から令和７年３月31日まで　1食当たり○○円×110/100

　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○×10/100円）

２　受託者は、毎月10日までに、前項に規定する単価に前月中に調理した数量を乗じた額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）の支払いを委託者に請求するものとする。

３　委託者は、前項の規定により、受託者から適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）※落札者が契約保証金免除に該当する場合は、別紙条項に変更してください。

第７条　受託者は、契約保証金○○○○円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

２　委託者は、履行期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

３　契約保証金には、利子を付さないものとする。

（検査）

第８条　受託者は、調理業務実施後、その都度、委託者の検査を受けるものとする。検査の結果、不合格になった部分については、受託者は直ちに無償で手直し等の業務を行うものとする。

（受託者側の事故の責任）

第９条　この契約に基づく作業中、受託者の側に生じた事故に対しては、委託者は何らの責任を負わないものとする。

（権利義務の譲渡、承継）

第10条　受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（再委託の禁止）

第11条　受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（貸与品）

第12条　委託者は、委託業務の実施に必要な別表に定める機械器具等を受託者に無償で貸与するものとし、貸与期間は委託業務の履行期間とする。

２　受託者は、前項の貸与品の引渡しを受けたときは、貸与期間中は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　受託者は、貸与品の引渡し、維持及び保存並びに返納に要する費用を負担するものとする。

４　受託者は、貸与品を転貸してはならない。また、貸与の目的以外の目的に使用してはならない。

５　受託者は、委託業務が完了したときは、貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合、委託者は受託者の立ち会いの上で貸与品の検査を行うものとする。

６　受託者は、借り受けた物品について委託者が実施する現物照合を受け入れなければならない。

７　受託者は、その責に帰すべき事由により、貸与品を滅失又はき損したときは、代品を納入し、又は修理その他原状回復に必要な費用を委託者に支払わなければならない。

（契約の解除等）

第13条　委託者又は受託者は、契約期間中に本契約を解除し、又は契約の一部を変更しようとするときは、相手方に申し出て協議するものとする。ただし、次の各号に該当した場合は、委託者は受託者に弁明の機会を与えた後、期間を定めて本契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者の委託業務の遂行が、委託者の学校経営管理上に支障をきたす恐れがあると委託者が認めたとき。

(2)　受託者が故意又は過失により委託者に損害を与え、委託者がこの契約の存続を不適当と認めたとき。

(3)　受託者がこの契約を履行しないとき、又はこの契約に違反したとき。

(4)　受託者が行政上の処分を受けたとき。

(5)　受託者の弁明の期日に受託者又は代理人が出席しなかったとき。

２　受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき、委託者はこの契約を解除することができるものとする。

（談合その他の不正行為による解除）

第13条の２　委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が､受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2)　受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第 13 条の３　委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

２　委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（歳出予算に計上されない場合の解除）

第14条　委託者は、委託者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

２　受託者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその損害を請求することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第15条　委託者は、その責に帰すべき事由により、第６条第３項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

２　受託者は、第12条から第12条の３までの規定により契約が解除されたときは、第７条第１項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

３　委託者は、前項の場合において、第７条第１項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。※契約保証金免除に該当する場合は、本項を削除してください。

４　受託者は、第２項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第16条　受託者は、第12条の２の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第12条の２第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（公的物無断使用及び工作の禁止）

第17条　受託者は、貸与品を除く委託者の所有する一切の土地、建物、構築物、器具類、消耗品類等を無断で使用及び工作してはならない。但し、委託者の承認のある場合はこの限りでない。

（明け渡し義務）

第18条　受託者は本契約の終了とともに、使用する施設・設備器具等を現状に復し、直ちに明け渡さなければならない。

２　前項の場合において、建物内の受託者の所有物を委託者の指定期日までに撤去しないときは、委託者は任意にこれを処分することができる。

３　受託者は、委託者に対し、明け渡しに際して造作料、立退料、損害料等金品その他の請求を行わないものとする。

（衛生管理等）

第19条　受託者は、学校給食調理業務の重要性に鑑み、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第７条の規定に基づく「夜間学校給食実施基準」（令和３年文部科学省告示第12号）及び「夜間学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第65号）を遵守しなければならない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第20条　受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第21条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。※電子契約を行う場合は別紙の文言に変更してください。

令和６年３月　日

　　　　　　　委託者　　住　　所　　長野県飯田市鼎名古熊2535-２

　　　　　　　　　　　　職・氏名　　長野県飯田ＯＩＤＥ長姫高等学校長　　松原　均　印

　　　　　　　受託者　　住　　所　　○○○○

　　　　　　　　　　　　法 人 名　　○○○○

　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名　　○○○○長　　　　○○○○　印

別表（貸与品一覧）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 品目・名称 | 規格・寸法 | 数量 |
| １ | 保温庫 | （株）伊東電機工作所製　CNS-10 | １ |
| ２ | 食器戸棚 | 木製　W180　D50　H180　タップ樹脂合板 | １ |
| ３ | 食器戸棚 | 木製　W180　D50　H180　タップ樹脂合板 | １ |
| ４ | 冷凍冷蔵庫 | ホシザキ製　HFR-120X | １ |
| ５ | 冷蔵庫 | ホシザキ製　RT-120SNE-ML | １ |
| ６ | 食器消毒保管庫 | ホシザキ製　HSB-10SA3-1 | １ |
| ７ | ガステーブル | マルゼン製　RGT-1265B | １ |
| ８ | 炊飯器 | LG-000—100 | １ |
| ９ | スチームコンベクションオーブン | COMET　CSVH-E6 | １ |
| 10 | 牛乳保冷庫 | 大和冷機工業製　24M5 | １ |
| 11 |  |  |  |
| 12 |  |  |  |
| 13 |  |  |  |
| 14 |  |  |  |
| 15 |  |  |  |
| 16 |  |  |  |
| 17 |  |  |  |
| 18 |  |  |  |
| 19 |  |  |  |
| 20 |  |  |  |
| 21 |  |  |  |
| 22 |  |  |  |
| 23 |  |  |  |
| 24 |  |  |  |
| 25 |  |  |  |
| 26 |  |  |  |
| 27 |  |  |  |
| 28 |  |  |  |
| 29 |  |  |  |
| 30 |  |  |  |
| 31 |  |  |  |
| 32 |  |  |  |
| 33 |  |  |  |
| 34 |  |  |  |

（別紙）

（契約保証金）

第７条　契約保証金は、金○○○○円とし、財務規則第143号第３号によりその納付は免除する。

２　受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。

【電子契約を行う場合】

この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受

託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。